

日本赤十字社診療放射線技師会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本赤十字社診療放射線技師会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は会長の指定する場所に置く。

(目的)

第3条 本会は赤十字事業の発展に寄与し、診療放射線技術に関する学術の研究に努め、あわせて赤十字社職員としての職業倫理を高揚するとともに会員相互の親睦を図りもって国民保健の維持発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会員の職業倫理の高揚
2. 講演会並びに研究発表会の開催
3. 放射線安全管理の徹底及び被ばく低減の促進
4. 日本赤十字社診療放射線技師会ホームページによる会誌、日本赤十字社診療放射線技師会ニュースの掲載および必要な印刷物の発行
5. 会員相互の福利厚生に関する事業
6. その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次の2種とする。

(1) 正会員 本会の会員は日本赤十字社各施設等に勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師であって、本会の目的に賛同した者とする。

(2) 名誉会員 会員の中で本会の事業に顕著な功績のあったもので理事会の選考を経て総会において承認を得たものとする。

2. 名誉会員は本会の重要会務について諮問に応える義務を負う。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、会長に対し、所定の入会届により入会申請し、常任理事会で承認を受けなければならない。但し、入会金及び当該年度の会費を納入確認後、入会とする。

(会費)

第7条 正会員は別に定める会費をその年度当初に納めるものとする。

(移動・退会)

第8条 会員は届出内容に変更があった場合は移動届または退会届を会長に対し、

所定の様式により申請をしなければならない。

(除名)

第9条 会員が次に該当した場合は、理事会における議決において除名することができる。

1. 会則に違反したとき
2. 会に不名誉、不利益を及ぼしたとき
3. 会の統制を乱したとき

(抛出金等の不返還)

第10条 退会または除名された会員がすでに納入した会費は返還しない。

第3章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名
3. 常任理事 若干名
4. ブロック理事 7名
5. 監事 2名

(役員を選任)

第12条 会長、副会長、監事は、総会において会員の中から選挙し、常任理事は会員の中から会長が指名する。

2. ブロック理事は別に定める各ブロックより選出されたものをいい会長が委嘱する。
3. 常任理事、ブロック理事以外の役員に欠員が生じたときは、会長が常任理事会にはかりこれを補充することができる。

(任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 欠員によって就任した役員任期は、前任者の残存期間とする。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長が職務を代行する。
3. 常任理事は会務を処理するとともに、事業の執行を図る。
4. ブロック理事は、他の役員と理事会を構成し、会務の執行を決定する。

第15条 監事は、会務及び資産状況の監査を行う。

第4章 会議

(会議の種別)

第 16 条 会議は、総会、理事会、常任理事会及び、会長が必要と認めた会議とする。

2. 総会は、定期総会及び臨時総会の 2 種とする。

(開 催)

第 17 条 定期総会は年 1 回開催し、会長が招集する。

臨時総会は、理事会で必要と認めたとき開催する。

(権 能)

第 18 条 総会には、この会則に規定してあるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び収支決算の承認

(2) 会則の変更に関する事項

(3) その他会長が付議する事項

2. 常任理事会は常任理事をもって構成し、次の事項を議決する。

(1) 総会の招集およびこれに提案すべき事項

(2) 理事会の招集およびこれに提案すべき事項

(3) 会務運営に関する重要事項

3. 理事会は、この会則に規定してあるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画案及び予算案

(2) 会則を施行するのに必要な諸規則の制定ならびに改廃

(3) 緊急事項の処理

(4) その他会長が付議する事項

4. 監事は全ての会議に出席して意見を述べることができる。

(議 長)

第 19 条 総会の議長は、その総会において出席会員のうちから選出する。

2. 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 20 条 会議はその会議の構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状提出者は構成員とみなす。

(委任状)

第 21 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員または役員は、本会が発行した委任状を提出すること。

(議 決)

第 22 条 会議の議事はこの会則に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数 (委任状を提出した会員も含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2. 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名以上の署名押印をしなければならない。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 24 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1. 会費及び入会金
- 2. 資産より生ずる収入
- 3. その他の収入

(経費の支弁)

第 25 条 本会の経費は前条の諸収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 26 条 本会の収支予算は、理事会の承認により定め、総会に報告する。また、収支決算は決算終了後速やかに監査を経て、総会の承認を得ることとする。

(会計年度)

第 27 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 会則の変更ならびに解散

(会則の変更)

第 28 条 本会則は、総会で出席した会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければ、これを変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 29 条 やむを得ない理由のあるときは、会員の 4 分の 3 以上の同意を得て本会を解散することができる。

- 2. 本会を解散したときの残余財産は、総会の議決を経てこれを処分することができる。

第 7 章 雑 則

第 30 条 本会の会務執行のため必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は昭和 28 年 11 月 15 日より施行する。

昭和 62 年 8 月 27 日改正

平成 10 年 5 月 28 日改正

平成 21 年 6 月 8 日改正

平成 26 年 5 月 23 日改正

平成 28 年 6 月 3 日改正